平成22年第2回上小阿仁村議会臨時会

会 議 録

平成22年3月29日 (開会)

平成22年3月29日 (閉会)

平成22年第2回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集 (開会) 年月日 平成22年3月29日

〇招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日 (時間) 平成22年3月29日 (14時00分)

○出 席 議 員

1番 齊藤 鉄 子 君 2番 小林 信君 3番 長井 直人君 4番 石川 富三君 鈴木米雄君 中田吉穂君 5番 6番 北林甚一君 8番 7番 武 石 善 治 君

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長 小 林 宏 晨 副 村 長 鈴 木 健 作 鈴木義廣 総務課長兼診療所事務長 産業課 小 林 悦 次 長 主幹兼建設課長 加賀谷 敏 明 武石辰久 特別養護老人ホーム施設長 代 表 監 査 委 員 山 田 貞 雄 教育委員会事務局長 田中文隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 萩 野 謙 一 議 会 書 記 小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

- ○議 事 日 程
 - 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算について
 - 議案第2号 上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事(設計・施工)請 第 4 負契約の締結について
- ○本日の会議に付した事件 議事日程に同じ
- ○会議録書名議員の氏名

5番 鈴 木 米 雄 君 6番 中 田 吉 穂 君

14 時 00 分 開会

○議長(武石善治) ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回上小阿仁村議会臨 時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(武石善治) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、5番 鈴 木米雄君、6番 中田吉穂君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(武石善治) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いた しました。

説明員の通告

○議長(武石善治) 説明員の通告がありますので報告いたします。

副村長、鈴木健作君。総務課長兼診療所事務長、鈴木義廣君。産業課長、小林悦次君。主幹兼建設課長、加賀谷敏明君。特別養護老人ホーム施設長、武石辰久君。代表監査委員、山田貞雄君。教育委員会事務局長、田中文隆君。

なお、教育長、住民福祉課長は欠席であります。

日程第3 議案第1号 上程・採決

〇議長(武石善治) 日程第3 議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計 補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〇総務課長(鈴木義廣) 議案の1ページをお開き願います。議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計の補正予算であります。この補正予算につきましては歳出予算を組み替える補正となっております。

内容につきましては 4 ページをお開き願いたいと思います。 8 款 5 項 1 目の住宅管理費であります。 3 月定例会の常任委員会でもご協議いただいておりますけれども、住宅リフォーム緊急支援事業としまして住宅のリフォームにかかる部分について 10 分の 1 の補助、上限額が 20 万円ということであります。 20 万の 10 戸分予算計上しております。それが 200 万円であります。その財源としまして、14 款 1 項 1 目予備費 200 万円減額しておりますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(武石善治) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(武石善治) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決 いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第2号 上程・採決

〇議長(武石善治) 日程第4 議案第2号 上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事(設計・施工)請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〇総務課長(鈴木義廣) 5ページをお開き願います。議案第2号であります。 上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事(設計・施工)請負契約の締結について であります。5,000万円を超える地方自治法、村の議会の議決すべき契約財産 の取得又は処分に関する条例の規定に基づき提案するものであります。

その内容につきましては契約の目的が上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事 (設計・施工)の請負。

2つ目が契約の方法でありますが、公募型プロポーザルによる随意契約。契約金額が5億9,220万円。うち消費税が2,820万円となっております。

契約の相手方ですけれど秋田市中通4丁目4番4号、東日本電信電話株式会 社秋田支店、支店長 小野寺仁となっております。

工期でありますけれど 22 年 3 月 31 日までとなっております。この工期につきましては国の指導もありまして、翌債の承認が 3 月 31 日で決定されます。それに基づいて 3 月 31 日に変更契約を結びまして、変更後の工期が平成 23 年 3 月 24 日、そういう段取りで進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

- O議長(武石善治) これより質疑を行います。質疑ありませんか。 (「7番」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(武石善治) 7番 北林君。
- **〇7番(北林甚一)** 全協で聞いたことがあるわけですけれど、公募型プロポーザル、このものそのものどういうものですか。ちょっと勉強不足で教えて下さい。そして契約は競争入札でない。契約まで至った見積もりを真剣に見積依頼して、この程度の金額が出て、そして入札案内をして、入札案内には1社だと、その見積もりが適当であるから契約をしたという、そういうことだと思われますが、もうちょっとそれに具体性を帯びた説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(武石善治) 総務課長。
- ○総務課長(鈴木義廣) 先に全協で予定ということで、まず告示いたしましてプロポーザル公募型ですので、提案書を提示してもらうということで募集をかけています。その結果NTT東日本の秋田支店だけ1社が提案したという、その中でその提案書をよしとするかどうかということで村では選考委員会を開きまして、それによって1社でありますけれどNTT東日本の秋田支店を選考しております。その提案書に基づき検討しまして決定しております。それで決定してはいますけれど、若干値引きが200万円ほどありましたので、その額で今回契約5億9,220万円の随契ということで提案書に基づき採用したということです。

(「7番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(武石善治)** 7番 北林君。
- **〇7番(北林甚一)** 契約そのものこれは認めることとして、約6億円の契約を1社だけの見積もりで、我が村の始まって以来の事だと思われます競争入札でなく1社だけだと。設計屋が設計を組む、いま我が村では最低価格が表示さ

れている一般的な入札が行われていると思いますけど、この事業に対しての最低価格を設定してから公募型の形をとったのか、そこ教えて下さい。

- 〇議長(武石善治) 総務課長。
- ○総務課長(鈴木義廣) 提案した業者さんが1社ということで、提案書の中には金額を示して、設計と施工ということでがっくるめた請負ということになります。最低制限価格等は決めてないですけど、選考委員会の中で金額も含めて審査してこれでよいかということでこの金額で決定したということになっております。最低制限価格は設定しておりません。

(「7番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(武石善治) 7番 北林君。
- **○7番(北林甚一)** 同僚議員の発言を期待して3回目の発言をさせてもらいます。最低価格というものは選考委員会の人は専門的な知識を得なくてもパーセンテージで決めるというふうな流れになっているのかその辺。約6億の金を事業を決めるにあたっての重大なものがあるわけですから、その時にどういったことを考慮に入れたり、参考にしたり、そういう金額をはじき出すための何らかの作業が必要であったと思われますけど、委員会における審議を設定する一場面で特に気をつけたり、考慮に入れたり、いろんなものを参考にしたりしてると思うけれど、その確信をどういった状況においてどういったものを参酌しながら決定したものかなという単純な疑問がわいてくるわけで、それに対して総務課長何か説得力のある説明をしていただければと思います。
- 〇議長(武石善治) 総務課長。
- **〇総務課長(鈴木義廣)** この選考に当たっては、実際総務省とやりとりはしております。それに基づいて、この金額はおかしくないかということで概算の申請書を出す段階でそれに基づいてプロポーザルの仕様書を作成しております。その仕様書が仕様書どおりになっているかどうかということでそれぞれ項目を設けています。ただ金額につきましては、内容積算根拠については役場の職員は素人でありますので、仕様書どおりやられているかどうかということで採択しているという形になっています。もしあれであれば副村長の方から。
- 〇議長(武石善治) 副村長。
- **○副村長(鈴木健作)** 前回の全員協議会でも説明したわけですけれど、資料の2ページ3ページを開いていただければいろいろ金額が書いてるわけですけれど、村の担当者が総務省、通信局の担当者と何回も話をしましてこういう金額が出されております。東日本電信電話株式会社、NTTですけれど秋田県の場合、北東北でも光通信事業についてはこの1社しかないのだそうです。鹿角市、東成瀬村でもこのような形でNTTと随意契約。これは最低制限価格は財務規則上、村ではなじまないということで設けておりません。金額につきまし

ては担当と総務省、東北通信局が何回もやりとりして、国でもゴーサインを出 している金額でございます。

○議長(武石善治) 他にございませんか。

(「6番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(武石善治) 6番 中田君。
- **○6番(中田吉穂)** こういう事業をやりますと必ず設計変更というのが発生すると思うんですけども、どういう項目で発生するのか大体のことは当局の方でつかんでおられるのかなと。そうしないとまた今度増額とか、思わぬ出費とか発生しないとも限りませんので、そうした面、聞きたいと思います。
- 〇議長(武石善治) 総務課長。
- **〇総務課長(鈴木義廣)** 工期の変更は先ほど申し上げたとおりでありまして、 その他に電柱を立てるところみてますけれど、立てる場所が変わることによっ て金額の変更が出てくると思われます。電柱が主なことであります。

(「6番」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(武石善治) 6番 中田君。
- ○6番(中田吉穂) われわれには数量とか内訳表ないわけでして、細かい数字のことはともかくとして、ある程度この事業を請け負うという形の業者さんが積算なり設計なりをやっていると思うので大幅な変更は考えられないですけれど、特に設計以外に発生する問題、また数量が特に変更になって増額するような場合とか、もし考えられるのであれば、把握していれば教えてもらいたいと思ったんですけれど。
- 〇議長(武石善治) 総務課長。
- ○総務課長(鈴木義廣) 今回の契約につきましては実施設計、概算で計算して起案書を出してこの金額をはじき出しているわけですけど、実際の工事していく段階で、電柱の場所的なものとかルートが変更になるとかになれば額の変更は生じてくると思います。この契約案件につきましては額の変更が発生すれば当然議会の議決が必要でありますので、その段階で説明していかなければならないと考えております。
- ○議長(武石善治) 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(武石善治) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号 上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事(設計・施工)請負契約 の締結についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決さ

れました。

閉 会

〇議長(武石善治) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成22年第2回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

14 時 27 分 閉会